

高知県公立学校教職員の懲戒処分等の公表について

平成 20 年 5 月 12 日 制定

令和 3 年 7 月 20 日 改定

令和 6 年 10 月 22 日 改定

高知県教育委員会

高知県教育委員会が行った地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定に基づく懲戒処分及び非違行為に係るその他の行政処分については、下記により公表する。

1 懲戒処分の公表

（１）基本方針

地方公務員法第 29 条の規定に基づく、免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分については、全て「所属市町村」、「所属校種」、「職名」、「年代」、「処分の種類・程度」、「処分日」、「処分事由」を公表することを原則とする。

（２）「氏名」等の公表

次のいずれかに該当する場合には、「所属名」、「氏名」及び「年齢」についても公表する。

- ① 停職以上の処分
- ② 「氏名」等が既に公にされている事案に関する処分
- ③ ①・②に掲げるもの以外で社会に及ぼした影響が著しい事案に関する処分

（３）公表の例外

- ① 減給又は戒告の懲戒処分において、「所属市町村」、「所属校種」、「職名」又は「年代」を公表することにより被処分者個人が明確に特定され、その非違行為に比して著しく重い不利益につながると認められるときは、（１）に定める内容の一部又は全部を公表しない場合がある。
- ② 被害者及び関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために、やむを得ないと判断されるときは、（１）及び（２）に定める内容の一部又は全部を公表しない場合がある。
その判断基準等については、別紙で定めるものとする。

（４）公表の時期及び方法

- ① 懲戒処分の発令後すみやかに公表する。
- ② 公表は資料提供により行う。

2 非違行為に係るその他の行政処分の公表

懲戒処分以外については個人情報保護の観点から基本的に公表の対象としていないが、別紙に定める内容に限っては、例外的な取扱いとし、公表することができるものとする。

また、公表の時期及び方法については、懲戒処分に準じるものとする。

3 実施時期

令和 6 年 10 月 22 日以降に行う懲戒処分等について実施する。

別 紙

「1 懲戒処分の公表 (3) 公表の例外」について、次のとおり定めるものとする。

- 1 公表内容については、原則として、事前に被害者及び関係者に十分説明を行い、同意を得るものとする。
- 2 被害者及び関係者の同意が得られない場合でも、被害者が特定されることの無いよう被害者及び関係者のプライバシーその他の権利利益の保護に配慮し、以下の観点より総合的に判断し、できるだけ内容を公表するものとする。
 - (1) 被害者及び関係者が受けた身体的・精神的被害及び損害の内容・程度
 - (2) 公表により、さらに予想される被害者及び関係者の被害及び損害
 - (3) 被害者及び関係者に必要とされる教育的な配慮
- 3 1及び2にかかわらず、やむなく全部を非公表としたものについても、被害者及び関係者のプライバシーその他の権利利益の保護の必要がなくなったと判断される時期に、一定の内容を公表することを原則とする。

「2 非違行為に係るその他の行政処分の公表」について、次のとおり定めるものとする。

懲戒処分以外については個人情報の保護の観点から基本的に公表の対象としていないが、以下の(1)から(3)の内容に限っては、懲戒処分と同様に、厳正なる処分の実施を公表することによる公務への信頼回復及び同様の事案の再発防止を目的とした例外的な取扱いとし、公表することができるものとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合の失職に伴う退職手当の支給制限処分
- (2) 管理職等が懲戒処分を受けた際の分限降任処分
- (3) 刑事事件で起訴された場合の起訴休職処分